



新規就農の手続き(一般法人用)



農外から新規就農するにあたっては、農地を借りる手続きが必要です。農地所有適格法人以外の法人が農地中間管理事業を利用して農地を借りる場合には、以下の要件を満たしたのち、市へ申請書を提出し、審査により内容が適切と認められる必要があります。

なお、本内容は令和8年4月1日時点の情報となり、今後、制度が改正される可能性があります。

<主な要件>

1	すべての農地を良好に耕作できること →申請書の営農計画及び資金計画の内容から確認します。
2	法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事（常時従事とは年間150日以上に従事をいう。企画管理業務等を含む。）すると認められること →常時従事予定者が農地を耕作する技術と経験を有しているか、農作業経験等を確認します。経験が不足する場合、指導者（原則地域農家）を確保してください。
3	地域と調和した営農を行うこと →近隣農地、住居に配慮した耕作を行うこと →地域で展開されている営農を妨げることがないこと →農薬の使用を減らす・使用しない農法の場合は特に周辺への影響に注意すること
4	地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
5	法人の定款に事業目的として「農産物の生産・販売」等が位置付けられていること
6	借り受ける農地が確保されていること →横浜市で農地のあっせんは行いません。ご自身で農地を確保してください。
7	法人所在地において法人市民税を完納していること →新たに立ち上げる法人の場合は不要です。
8	農地法、農業振興地域の整備に関する法律等、関連法令に違反していないこと
9	法人の本社、支社、事業所のいずれかが、横浜市内又は近隣市町村にあることとし、参入予定農地への通作距離が耕作に支障がないこと
10	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団）又はその統制下にある法人の構成員でないこと

<農業参入にあたっての注意事項>

- 新たに立ち上げる法人の場合、後述の参入申請書提出までに法人登記が必要です。
- 最初の農地の貸し借りの期間は原則として1年～1年8か月になります。更新時に貸手

と借手の合意があれば貸借権の延長及び期間の変更が可能です。

- 農地の取得は一般法人では実施できず、「農地所有適格法人」に位置付けられることが必要です。「農地所有適格法人」の要件及び手続き等は、公益社団法人神奈川県農業会議又は管轄の農業委員会にご相談ください。
- 農業参入後は農地法に基づき、毎年、農業委員会に事業状況等の報告が必要です。事業年度終了後3か月以内に管轄の農業委員会に提出してください。

<農業参入手続きの流れ> *日程は目安です。

	4月参入	8月参入	12月参入
①事前相談（要件の確認）	前年10月まで	2月まで	6月まで
②参入申請書案の提出	前年10月末	2月末	6月末
③市担当者会議での参入申請書案の確認	前年11月中旬	3月中旬	7月中旬
④参入申請書の本提出	前年11月末	3月末	7月末
⑤審査会	前年12月上旬	4月上旬	8月上旬
⑥審査結果通知	前年12月下旬	4月下旬	8月下旬
⑦農地の貸借に係る必要書類の提出期限	前年12月末まで	4月末まで	8月末まで
⑧農業委員会で報告	1月	5月	9月
⑨営農開始	4月1日	8月1日	12月1日

- 参入手続きの中で、市内部の関係部署、農業委員会、地元農家団体、農業協同組合、神奈川県警察本部等へ情報提供・確認等を行います。

お問合せ先

●横浜市みどり環境局北部農政事務所（都筑区茅ヶ崎中央3番1号 都筑区総合庁舎4F）
（所管：鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）
電話：045(948)2478 FAX：045(948)2488
Email：mk-hokubunosei@city.yokohama.lg.jp

●横浜市みどり環境局南部農政事務所（戸塚区戸塚町16番地17 戸塚区総合庁舎8F）
（所管：西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）
電話：045(866)8491 FAX：045(862)4351
Email：mk-skyfarm@city.yokohama.lg.jp